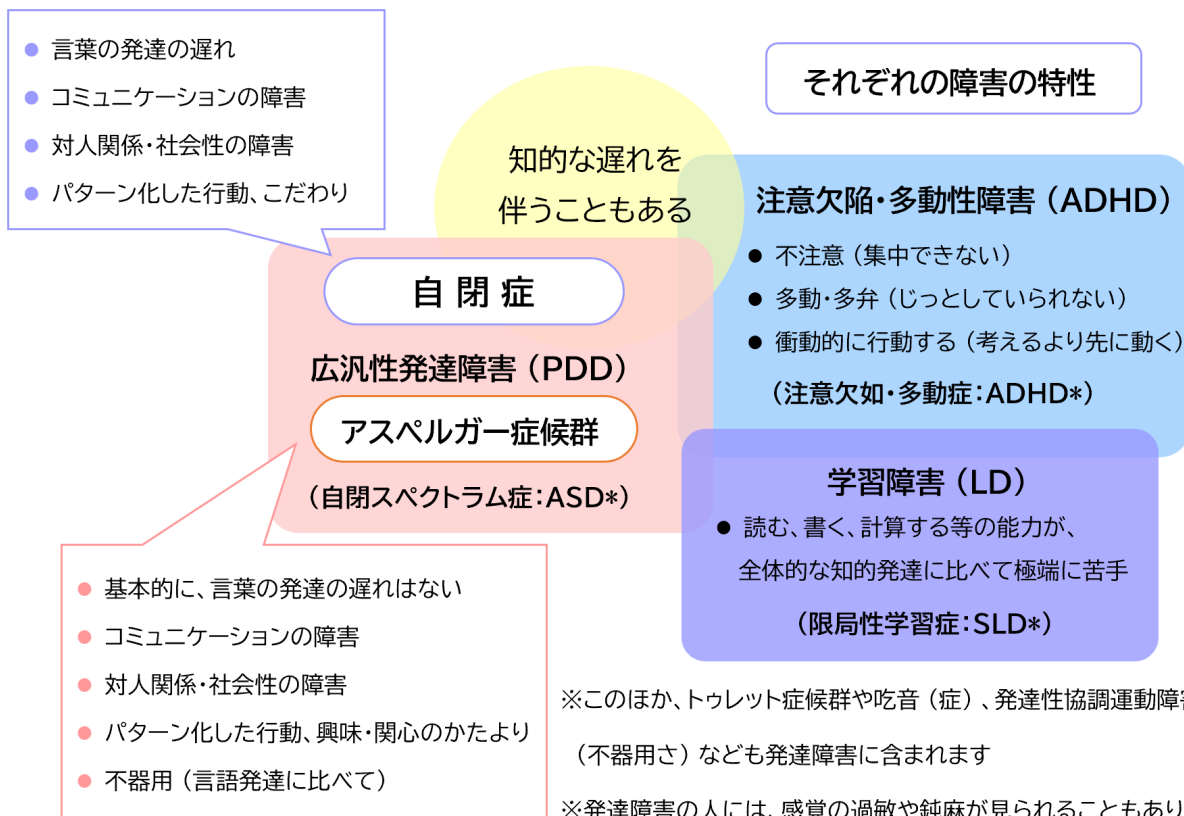


発達障害の 理解のために

発達障害者支援法は、発達障害のある人が、生まれてから年をとるまで、それぞれのライフステージ(年齢)にあった適切な支援を受けられる体制を整えることや、この障害が広く理解されることを目指しています。

発達障害の原因はまだよくわかっていませんが、脳機能の障害として考えられています。小さい頃からその症状が現れるため、早い時期から周囲の理解を得て、適切な支援や環境の調整を行うことが大切です。このパンフレットでは、発達障害者支援法で支援の対象としている障害を中心に説明します。



発達障害ってなんだろう？

発達障害者支援法では、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象としています。また、子どもにも大人にもこれらの特徴をもつ人がいます。

各障害について、よくみられる特徴の例をあげて説明します。なお、同じような特徴がみとめられたとしても、必ずしも発達障害と断定されるものではありません。

*は DSM-5 の診断名

自閉症、アスペルガー症候群(自閉スペクトラム症:ASD*)

コミュニケーションの場面で、言葉や視線、表情、身振りなどを用いて相互的にやりとりをしたり、自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを読み取ったりすることが苦手です。また、特定のことに強い関心をもっていたり、こだわりが強かったりします。また、感覚の過敏さや鈍感さを持ち合わせている場合もあります。

保育所や幼稚園に入り、一人遊びが多く集団活動が苦手なことや、かんしゃくを起こすことが多いことで気づかれることもあります。成人期になってから日常生活、家庭、職場などで困難を抱え、精神的な不調を伴い支援を必要とすることもあります。



注意欠陥・多動性障害(注意欠如・多動症:ADHD*)

落ち着きがない、待てない(多動性-衝動性)、注意が持続しにくい、作業にミスが多い(不注意)といった特性があります。多動性-衝動性と不注意の両方が認められる場合も、いずれか一方が認められる場合もあります。

多動性-衝動性は、落ち着きがない、座っていても手足をもじもじする、しゃべりすぎる、他人の会話に割り込むなどの行動が見られます。

不注意の症状は、ミスが多い、集中し続けることができない、話しかけられていても聞いていないように見える、やるべきことを最後までやりとげない、課題や作業の段取りが苦手、計画的に物事を進められない、整理整頓が苦手、忘れ物や紛失が多い、気が散りやすい、などがあります。



学習障害(限局性学習症:SLD*)

全般的な知的発達には問題がないのに、読む、書く、計算するなど特定の学習のみに困難が認められる状態をいいます。

学習障害は、気づかれにくい障害でもあります。子どもにある困難さを正確に把握し、決して子どもの怠慢さのせいにならないで、適切な支援の方法について情報を共有することが大事です。



その他の発達障害

その他の発達障害として、トゥレット症候群や吃音(症)、発達性協調運動障害などがあります。

トゥレット症候群は、さまざまな運動チックと1つ以上の音声チックが1年以上にわたり続く重症なチック障害です。チックとは、思わず起こってしまう素早い身体の動きや発声のことをさします。

吃音(症)は、滑らかに話すことができないという状態をいいます。音をくりかえしたり、音が伸びたり、なかなか話し出せないといった、さまざまな症状があります。

発達性協調運動障害は、目と手、手と足など2つ以上の動きを組み合わせた運動が苦手だったり、ひとつひとつの動作がぎこちなかったりします。自転車に乗るなどの体を使った活動に苦手さがみられたり、くつひもをうまく結べないなど、手先をつかった動作がとても不器用な場合があります。



同じ障害名でも特性の現れ方が違ったり、いくつかの発達障害を併せ持ったりすることもあります。

発達障害は一見すると分かりにくいいため、周囲がご本人の困りに気づいたり、理解したりすることが難しいこともあります。

大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです。そして、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていけるのです。

発達障害の相談窓口

発達障害のある方やご家族が生活上の困りを感じたとき、ご本人やご家族のみで抱え込むのではなく、必要な支援機関に相談することが大切です。

お住まいの市区町村

市区町村は、地域で生活する発達障害のある方やそのご家族からの相談に応じ、必要な情報提供等を行っています。まずは、お住まいの市区町村の障害福祉に関する窓口や、身近な支援者(乳幼児期であれば保健師、学齢期であれば学校や教育委員会など)にご相談ください。

[全国自治体マップ検索]

https://www.j-lis.go.jp/spd/map-search/cms_1069.html

発達障害者支援センター

発達障害児(者)への支援を総合的に行うことを目的とした専門機関です。以下の一覧から、お住まいの地域の発達障害者支援センターを探ることができます。

[発達障害者支援センター・一覧]

<http://www.rehab.go.jp/ddis/action/center/>



発達障害の情報サイト

発達障害ナビポータル

国が提供する発達障害に特化したポータルサイトです。発達障害に関する信頼のおける情報を総合的に提供しています。

[発達障害ナビポータル] <https://hattatsu.go.jp/>



発達障害情報・支援センター

発達障害のご本人、ご家族の方、発達障害を知りたい方、発達障害の支援者に向けて、発達障害に関する信頼のおける情報をわかりやすく提供しています。

[発達障害情報・支援センター] <http://www.rehab.go.jp/ddis/>



発達障害教育推進センター

発達障害のある子どもの教育の推進・充実に向けて、教員や保護者をはじめとする関係者への支援を図り、さらに広く国民の理解を得るために、Web サイト等による情報提供や理解啓発、調査研究活動を行っています。

[発達障害教育推進センター] <http://cpedd.nise.go.jp/>



気になることがあれば和歌山県内の各相談機関をご利用ください

児童相談所

和歌山県中央児童相談所	073-445-5312
和歌山県紀南児童相談所	0739-22-1588
和歌山県紀南児童相談所新宮分室	0735-21-9634

和歌山市・岩出市・紀の川市・有田市・橋本市の児童（15歳まで）

和歌山県立医科大学 小児成育医療支援室	073-441-0808 073-441-0826
---------------------	------------------------------

精神保健福祉センター、地域の保健所

和歌山県精神保健福祉センター	073-435-5194
和歌山市保健所	073-433-2261
海南保健所（海草振興局健康福祉部）	073-482-0600
岩出保健所（那賀振興局健康福祉部）	0736-63-0100
橋本保健所（伊都振興局健康福祉部）	0736-42-3210
湯浅保健所（有田振興局健康福祉部）	0737-63-4111
御坊保健所（日高振興局健康福祉部）	0738-22-3481
田辺保健所（西牟婁振興局健康福祉部）	0739-22-1200
新宮保健所（東牟婁振興局健康福祉部）	0735-21-9630
新宮保健所串本支所（東牟婁振興局健康福祉部串本支所）	0735-72-0525

障害者職業センター

和歌山障害者職業センター	073-472-3233
--------------	--------------

障害者就業・生活支援センター

和歌山市	障害者就業・生活支援センター つれもて	073-427-3221
海草	海草圏域障害者就業・生活支援センター るーと	073-483-5152
那賀	岩出紀の川障害者就業・生活支援センター フロンティア	0736-61-6300
伊都	伊都障がい者就業・生活支援センター	0736-33-1913
有田・日高	紀中障害者就業・生活支援センター わーくねっと	0738-23-1955
西牟婁	紀南障害者就業・生活支援センター アンカー	0739-26-8830
東牟婁	東牟婁圏域障害者就業・生活支援センター あーち	0735-21-7113

親の会

NPO法人 和歌山県自閉症協会	0739-25-1018
-----------------	--------------

和歌山県発達障害者支援センター ポラリス

〒640-8273 和歌山県和歌山市葵町3-25

電話 073-413-3200 FAX 073-413-3020

メール wakayama.polaris@aitoku.or.jp

各市町村の相談窓口も相談支援事業を行っています。